指定番号	指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定の区分	業務区域	廃止する年月日
二	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	福島県福島市、福島県郡山市、福島県いわき市、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の全域、東京都の区域（島しょ部を除く。）並びに神奈川県、山梨県、静岡県静岡市、静岡県沼津市、静岡県三島市、静岡県富士市及び静岡県熱海市の全域	平成二十八年二月十日

○防衛省告示第三十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用の条件変更及び追加提供が平成二十八年二月八日次のとおり決定された。

平成二十八年二月十日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二一	築城飛行場	福岡県築上郡築上町	国有	建物：約六四〇平方メートル 平成二十八年一月十九日
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡宜野座村	国有 公有	土地：約一、八〇〇平方メートル 土地：約四四〇平方メートル 平成二十八年一月四日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約一三、〇〇〇平方メートル 航空自衛隊が庁舎の建替え用地等として共同使用する。
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約四二〇平方メートル 航空自衛隊が機外燃料タンク整備施設等の建設用地等として共同使用する。
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市	国有 民有	土地：約五〇平方メートル 土地：約四、二〇〇平方メートル 宜野湾市が高架式道路の設置用地として共同使用する。

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約四、六〇〇、〇〇〇平方メートル 「航空施設及び教育訓練用施設の建設用地等として共同使用する」を「航空施設並びに教育訓練用施設及び機外燃料タンク整備施設等の建設用地等として共同使用する」に変更する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有 公有 国有	土地：約一、一二三、〇〇〇平方メートル 土地：約二九、〇〇〇平方メートル 工作物：滑走路等 国土交通省大阪航空局が民間航空の用に供するため現在認められている「一日最大四往復の運航」を「一日最大六往復の運航」に変更する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一〇二	相模原住宅地区	相模原市	国有	建物：約一六、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 家族住宅等として追加提供する。
四〇八三	川上弾薬庫	東広島市	国有	工作物：下水等 保安施設として追加提供する。
四〇八四	広弾薬庫	呉市	国有	工作物：土留 防災施設として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約五、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 管理棟等として追加提供する。

○関東地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡南部町福士字平二八五二一番三から同町福士字坂下一九四六番一まで	前	最小 一五・四〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
		後	最小 四九・七〇〇	〇・二六〇
	山梨県南巨摩郡身延町和田字石蔵沢二一九番一から同町和田字石蔵沢二二〇番一まで	前	最小 二五・六〇〇	〇・〇二三
		後	最小 二五・六〇〇	〇・〇二三
	山梨県南巨摩郡身延町角打字入二三九番二から同町角打字荒田山一九八四番一まで	前	最小 一五・四〇〇	〇・一〇〇
		後	最小 六一・〇〇〇	〇・五〇二
		前	最小 六一・〇〇〇	〇・五〇二
		後	最小 六一・〇〇〇	〇・五〇二